

| 指定居宅療養管理指導事業者の指定票   |  |         |              |
|---|--|---------|--------------|
| 事業所名  | コスモス薬局   | 事業所許可番号 | 第2940501287号 |
| 所在地   | 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西4丁目7-10  | 実施地     | 奈良県          |
| 管理者   | 八倉 美和子   | 従業員の員数  | 2名以上         |
| 営業日及び<br>営業時間   | (月・水・金)9:00~19:00 (火) 9:00~19:00 (木) 8:45~16:45<br>(土) 9:00~12:00 (日・祝) 休日 |         |              |
| 利用料   | 介護保険費の1割 又は2割  |         |              |
| サービスの種類   | 居宅療養管理指導   |         |              |
| 開設者   | ビックリー株式会社 代表取締役 保井芳昭   |         |              |
| 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要<br>事業所名 : コスモス薬局<br>事業内容 : 居宅療養管理指導  |  |         |              |
| 措置の概要   |  |         |              |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</li> <li>2. 窓口に介護保険に詳しい担当者を常に1人置く。管理者の当日の予定を担当者に教えておき、出かける時にはその行き先を知らせて出かける。また、出先からも隨時連絡をとる。</li> </ol> <p>連絡先 : コスモス薬局</p> <p>事業所電話 0745-74-6318<br/>     事業所FAX 0745-74-6398<br/>     携帯電話 090-1226-1405</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順－苦情があったサービス事業者に対する対応方針等       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険に詳しい担当者を窓口に常に1人置く。</li> <li>(2) 苦情があったら直ちに管理者に連絡する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が外出する際は、常に携帯電話（上記）を持参する。</li> <li>・管理者不在時には、携帯電話に連絡し、直ちに対処する。また、名刺の中に携帯電話の番号を記載する。</li> </ul> </li> <li>(3) 受付簿に相談・苦情の内容を記載し、全体像を把握する。</li> <li>(4) 必要に応じ現地に赴き、本人または家族等から苦情内容を聴取し、原因を明らかにする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスが適切に実施されているか、サービスの内容を確認する。</li> <li>・新しいニーズが発生していないかを確認する。</li> </ul> </li> <li>(5) 苦情に対する対応を即座に行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情があったサービスに対しては、直ちに改善をはかる。</li> <li>・直ちに対処できない場合には、問題の対象となる関係者間で協議を行い、協議後、今後の対応等を利用者に報告する。</li> <li>・原因が新たなニーズの発生による場合には、サービスの変更等を行う。</li> </ul> </li> </ol> <p>場合によっては、外部の専門家の意見を聞いたり、公的な委員会（保険者）や国保連合会の担当者等に相談しながら、円滑かつ迅速に対応する。</p> </li></ol> |  |         |              |